

社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

利用料金表《ユニット型個室》

(負担割合・1割)

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

令和6年8月1日 現在

月額目安は以下の通りとなります。

①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位→ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	955	998	2,950	1,845	5,793	173,790
	第3段階②			1,370	1,360	3,728	111,840
	第3段階①				650	3,018	90,540
	第2段階			880	390	2,268	68,040
	第1段階			880	300	2,178	65,340
要介護4	第4段階	886	926	2,950	1,845	5,721	171,630
	第3段階②			1,370	1,360	3,656	109,680
	第3段階①				650	2,946	88,380
	第2段階			880	390	2,196	65,880
	第1段階			880	300	2,106	63,180
要介護3	第4段階	815	851	2,950	1,845	5,646	169,380
	第3段階②			1,370	1,360	3,581	107,430
	第3段階①				650	2,871	86,130
	第2段階			880	390	2,121	63,630
	第1段階			880	300	2,031	60,930
要介護2	第4段階	740	774	2,950	1,845	5,569	167,070
	第3段階②			1,370	1,360	3,504	105,120
	第3段階①				650	2,794	83,820
	第2段階			880	390	2,044	61,320
	第1段階			880	300	1,954	58,620
要介護1	第4段階	670	700	2,950	1,845	5,495	164,850
	第3段階②			1,370	1,360	3,430	102,900
	第3段階①				650	2,720	81,600
	第2段階			880	390	1,970	59,100
	第1段階			880	300	1,880	56,400

- ※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の確認が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

②入所者に共通して加算される費用(①に加算される1割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
協力医療機関連携加算	相談・診療体制、緊急入院受入れ、医療連携体制が確保されている	100	-	105
生産性向上推進体制加算	テクノロジーの導入にて生産性向上に努め、成果や評価を検証している	100	-	105
看護体制加算(I)	常勤看護師1名以上配置	4/日	5	126
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	18/日	19	565
科学的介護推進体制加算II	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	53
精神科医療養指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	6	157
高齢者施設等感染対策向上加算	感染症発生時に協力医療機関との連携が取れ、研修または訓練を実施	10	-	11
日常生活継続支援加算II	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	46/日	48	1443
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	21

③該当者のみ加算される費用(①に加算される1割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	32	941
外泊時費用	月に6日間まで	246	257	1543(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	19	565
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	126	3762
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が続けられるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	42	1254

④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員等処遇改善	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に14/100を乗じた金額	14.0%
-----------	--	-------

⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当り

- ※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。
- ※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給給付が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。

社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

利用料金表《ユニット型個室》

(負担割合 2割)

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。
月額目安は以下の通りとなります。

令和6年8月1日 現在

①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位→ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	955	1996	2,950	1,845	6,791	203,730
要介護4	第4段階	886	1852	2,950	1,845	6,647	199,410
要介護3	第4段階	815	1703	2,950	1,845	6,498	194,940
要介護2	第4段階	740	1547	2,950	1,845	6,342	190,260
要介護1	第4段階	670	1400	2,950	1,845	6,195	185,850

- ※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の確認が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

②入所者に共通して加算される費用(①に加算される2割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
協力医療機関連携加算	相談・診療体制、緊急入院受入れ、医療連携体制が確保されている	100	-	209
生産性向上推進体制加算	テクノロジーの導入にて生産性向上に努め、成果や評価を検証している	100	-	209
看護体制加算(I)	常勤看護師1名以上配置	4/日	5	251
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	18/日	19	1129
科学的介護推進体制加算II	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	105
精神科医療養指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	6	314
高齢者施設等感染対策向上加算	感染症発生時に協力医療機関との連携が取れ、研修または訓練を実施	10	-	21
日常生活継続支援加算II	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	46/日	48	2885
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	42

③該当者のみ加算される費用(①に加算される2割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	32	1881
外泊時費用	月に6日間まで	246	257	3085(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	19	1129
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	126	7524
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が継続できるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	42	2508

④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員等処遇改善	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に14/100を乗じた金額	14.0%
-----------	--	-------

⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当たり

- ※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。
- ※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給金が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。

社会福祉法人麗寿会 特別養護老人ホーム ふれあいの麗寿

利用料金表《ユニット型個室》

(負担割合・3割)

◆当施設の利用に要する費用は、主に①介護サービス費②居住費③食費であり、介護度によりその額が異なります。

令和6年8月1日 現在

月額目安は以下の通りとなります。

①サービス利用における基本的費用

地域単価:1単位→ 10.45 円

	利用者負担段階	単位数(1日)	①介護サービス費(月額)	②居住費(月額)	③食費(月額)	日額	月額計算例(30日で計算)
要介護5	第4段階	955	2994	2,950	1,845	7,789	233,670
要介護4	第4段階	886	2777	2,950	1,845	7,572	227,160
要介護3	第4段階	815	2555	2,950	1,845	7,350	220,500
要介護2	第4段階	740	2320	2,950	1,845	7,115	213,450
要介護1	第4段階	670	2100	2,950	1,845	6,895	206,850

- ※ 食費は1食以上提供した場合に日額を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村発行の「介護保険負担限度額認定証」の確認が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

※当施設には、ユニット型個室、従来型多床室、従来型個室の区分があり、それぞれ料金が異なります。

②入所者に共通して加算される費用(①に加算される3割負担の額)

(30日で計算)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
協力医療機関連携加算	相談・診療体制、緊急入院受入れ、医療連携体制が確保されている	100	-	314
生産性向上推進体制加算	テクノロジーの導入にて生産性向上に努め、成果や評価を検証している	100	-	314
看護体制加算(I)	常勤看護師1名以上配置	4/日	5	377
夜勤職員配置加算	夜勤職員を基準の人員より加配している	18/日	19	1693
科学的介護推進体制加算II	個人のADL等の基本的情報を厚労省に提出し、プラン活用している	50	-	157
精神科医療養指導加算	精神科医師による定期的な療養指導を月2回以上実施	5/日	6	471
高齢者施設等感染対策向上加算	感染症発生時に協力医療機関との連携が取れ、研修または訓練を実施	10	-	32
日常生活継続支援加算II	入所の必要性が高く、重度要介護者や認知症である方を積極的に受け入れている	46/日	48	4327
安全対策体制加算	介護事故に対するリスクマネジメントが適正に行われていること。	20	入所時のみ	63

③該当者のみ加算される費用(①に加算される3割負担の額)

加算項目	内容等	単位数	日額	月額
初期加算	入所後30日間算定	30	32	2822
外泊時費用	月に6日間まで	246	257	4628(6日間)
療養食加算	療養食の提供(1食6単位)	18	19	1693
若年性認知症入所者受入加算	個別の担当者による対応	120	126	11286
在宅・入所相互利用加算	在宅生活が継続できるよう、複数名で計画的に居室利用を行う	40	42	3762

④入居者にご負担頂く職員の処遇改善に関わる費用(①②③の合計単位数より算出する加算割合)

介護職員等処遇改善	所定単位数(基本サービス費に各加算・減算を加えた総単位数)に14/100を乗じた金額	14.0%
-----------	--	-------

⑤その他の料金(①から④以外にかかる費用)

項目	料金	備考
日用品費、健康管理費、理容・美容代、予防接種代、個人クリーニング費、行事食代、個人購入希望品等	実費	業者等の定めた金額
サービス提供記録交付代	10円	白黒コピー1枚当たり

- ※ 外泊・入院時は介護サービス費に代えて外泊時費用を算定します。
- ※ 外泊・入院時も居住費は発生します。負担限度額認定を受けている場合には月6日までは補給金が支給されますが、7日目以降は全額自己負担となります。但し、空床の短期入所生活介護の利用に供さない場合で、入所者が希望した場合に限ります。